

(表)
ひとり親家庭医療費受給資格登録申請書

申請日を記入

平成 年 月 日

添付するもの

- ①通帳の写し
- ②保険証(申請者と子)の写し

申請者 住所 矢吹町一本木 101
氏名 矢吹 花子 (印)
電話 0248-42-2230

印鑑
(スタンプ印不可)

次のとおり、ひとり親家庭医療費受給資格の登録を申請します。
なお、受給資格の認定等に際し、所得及び課税状況を調査することに同意します。

マイナンバー通知又はカードに記載されている番号を記入

| 区分 | 氏名 | 同意者 押印欄 | 続柄 | 生年月日 | 同居・ 別居の別 | 職業又は学校名 |
|------------------------|--|------------|----|---------|-------------|---------|
| 申請者 (個人番号) | 矢吹 花子 (12ケタの番号) | (印) | | S51.1.1 | | 会社員 |
| 児童 (個人番号) | 矢吹 太郎 (12ケタの番号) | | 子 | H22.6.1 | (同居)・別居 | 〇〇小学校3年 |
| | 矢吹 町子 (12ケタの番号) | | 子 | H30.4.1 | (同居)・別居 | 未就園児 |
| | () | | | | 同居・別居 | |
| | () | | | | 同居・別居 | |
| 同一生計の 親 族 (個人番号) | 子育 梅 (12ケタの番号) | (印) | 母 | S30.1.1 | (同居)・別居 | 無職 |
| | 子育 二郎 (12ケタの番号) | (印) | 父 | S28.1.1 | (同居)・別居 | 無職 |
| | 子育 町郎 (12ケタの番号) | (印) | 兄 | S49.1.1 | (同居)・別居 | 会社員 |
| | () | | | | 同居・別居 | |
| 父母のいない 児童 (個人番号) | 同居所に住んでいる18歳以上の方全員(書ききれない時は、所得が高い人4名を記入) | | | | 同居・別居 | |

ひとり親家庭等になった理由 離婚 死亡 障害 生死不明 遺棄 拘禁
未婚の親 保護命令 その他

児童扶養手当手続の有無 (有) ・ 無

保険証の内容を記入

| | | | | |
|------------------|---------|----------------------|--|----------------|
| 加入保険 | 被保険者氏名 | 矢吹 花子 | 記号番号 | 11 2222 |
| | 加入保険の種別 | 国保 (協会) 組合 ・ 船員 ・ 共済 | | |
| | 保険者名称 | 全国保健協会 矢吹支部 | 資格取得年月日 | 平成30年3月1日 |
| | 付加給付の有無 | 有 ・ (無) | ※社会保険加入者は、裏面の「付加給付に関する証明」欄に勤務先の証明をもらって下さい。 | |
| 昨年1年間の 養育費の有無 | 有 ・ (無) | 養育費の額 | 円 ※養育費とは、前夫又は前妻から昨年1月から12月までの間に子どもの養育のために必要な経費の名目で受給資格者本人が受け取った金品のことです | |
| 支払希望金融機関名 | 矢吹銀行 | 矢吹支店 | 口座番号 | 普通 11111111 |

通帳の内容を記入

(裏)

付加給付に関する証明

社会保険加入者は
会社の証明が必要です。
(矢吹町国保加入者は、証明
不要です。)

当事業所における前記受給者に対する付加給付は、次のとおりです。

給付規定
内 容

なし

付加給付がない場合は
「なし」と記入して下さい。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

記入日

事業所名 株式会社 子育て

(印)

備考 この申請書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

1 ひとり親家庭に該当する場合

- (1) 親と児童の戸籍謄本
- (2) 親の配偶者が障害者の場合は、診断書（身体障害者手帳又は療育手帳により障害程度の確認が可能な場合は、当該手帳の写し）
- (3) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる次に掲げる書類
 - ① 配偶者の生死が不明な場合 民生委員の証明
 - ② 配偶者から遺棄されている場合 民生委員の証明
 - ③ 配偶者が拘禁されている場合 拘禁証明書
 - ④ 保護命令を受けた場合 保護命令決定書
- (4) ひとり親家庭の親及びその親と生計を同一にする親族の前年（1月から7月1日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年）の所得が確認できる書類（所得証明書）
- (5) 加入保険に係る被保険者証の写し
- (6) (1) から (4) に掲げる書類については、町長が他の方法で確認できる場合又はあなたが児童扶養手当受給者（認定請求中の者を含む。）である場合は、添付を省略することができます。

2 父母のいない児童

- (1) 父母のいない児童の属する世帯全員の住民票
- (2) 当該児童の父及び母の戸籍謄本
- (3) 加入保険に係る被保険者証の写し

注

- (1) ひとり親家庭又は父母のいない児童に該当しなくなった場合は、速やかに受給資格証を返還してください。また、ひとり親家庭の児童の中に受給資格を喪失した者がいる場合には、別途受給資格変更届に受給資格証を添付して速やかに届出てください。
- (2) 親族とは、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、直系血族（ひとり親家庭の親の父母、祖父母、兄弟姉妹等）を指します。